

出産・育児休業制度とならんで、家庭と仕事の両立と子どもの健全な発育のために重要な政策的役割を果たしているのが、コミューンと呼ばれる地方自治体による保育サービスである。スウェーデンの公的保育政策は、1944年に政府が保育所と幼稚園に補助金を支出することを認め、公的保育施設（保育所、幼稚園、学童保育所、家庭保育所の4種類）の制度化をはかることによって本格的なものになった。

その後、1960年代から1970年代にかけて、スウェーデン経済がめざましく発展し、女性の就業が急増するに伴い、保育サービスへの需要が高まり、量的および質的な保育サービスの供給不足が社会的関心事となり始めた。これを受けて、1970年代以降スウェーデンの公的保育サービスは大きく拡充され、1977年に施行された「児童保育法(Child Care Act)」によって、すべての児童に就学前（6歳時）の1年間、保育所か幼稚園のいずれかに在籍することが保障され、コミューンは、該当する全児童を収容できるだけの保育施設を確保することが義務づけられた。この児童保育法は、1982年に「社会サービス法(Social Service Act)」が実施されるにあたって、他の児童福祉諸法と統合された。社会サービス法は、各コミューンに対し、その保育サービスの必要性を調査・評価し、それに応えるための計画を立てることを義務づけている。

この法に示されたガイドラインを基に、保育サービスは実施・運営されているが、1990年代に入り、中央政府の管理・監督を弱め、その権限を各コミューンに移譲する動きが活発化した。また、1992年以降深刻化した経済不況の影響もあり、コミューンによる保育サービスの量・質両面における差異が以前よりも大きくなった。しかし1995年には、社会サービス法における保育サービスに関する条項が改正され、保育スタッフの訓練、保育施設、および児童数や構成などに関する規定が明確化された。その結果、コミューンは、親が就業・就学していれば、就学前児童には保育所もしくは家庭保育所における保育サービスを、また学童には学校の始業前と放課後に何らかの保育サービスを、供給する義務があることが定められた。また、コミューンは、親が希望する種類の保育サービスを、過度の遅延なしに供給する義務があることも定められている。

(3) 現在の家族政策の内容

前項では、スウェーデンの家族政策の戦後の変遷をたどったが、ここでは、現在の政策の内容を詳しく説明する。スウェーデンの家族政策にはさまざまな構成要素があり、それを整理すると表9のようになる。前述したように、この中で中心的役割を果たしているのは、親保険、児童手当、そして保育サービスである。これらについては、歴史的経緯の説明の中でその内容についてもふれたため、現況の概説にとどめる。その他の項目については、その内容とともに、経緯についても補足的説明を加える。

a) 社会保険

まず、親保険について簡単に説明すると、出産に伴う親手当は、1999年現在、支給期間は15カ月で、支給額は最初の12カ月が収入の80%、残りの3カ月は最低保障額（1日60クローネ）である。この保険の行使期間は子どもが8歳になるまでであり、フルタイムで15カ月間休業することで消化することもできるが、一部（6カ月以上）をフルタイムの休暇で取得し、残りは子どもが8歳になるまでの間に、パートタイムの休暇を就業時間に応じて、1/4、1/3、1/2といった所得保障で期間を延長して取得することもできる。出産に伴う親手当の受給資格を得るための要件は、出産に先立って9カ月以上続けて雇用されていることであり、定率の所得保障を得るための要件は、出産予定日の8カ月前から1日60クローネ（最低保障額）を超える所得があることである。出産に先立って就業していなかった者には、親保険の受給資格はないが、最低保障額が15カ月間支給される。

臨時児童看護手当の受給期間は、子どもが病気やけがなどで看護が必要な場合は、子ども1人あたり年間120日までであり、通常子どもの世話をしている者が病気などで世話ができなくなったために親が看護する場合は、子ども1人あたり年間60日までである。この手当の所得保障割合は、1998年1月以降、所得の80%となっている。また、看護休暇は全日でなく、3/4、1/2、1/4日の単位で取得することもできる。

スウェーデンの児童家庭に対する社会保険には、親保険の他に、妊娠手当と児童年金がある。妊娠手当は、妊娠のために従前の就業が不可能になり、また職場内での配置転換が不可能な場合、出産予定日の2カ月前から最大50日間、定率（1999年現在80%）の所得保障を得られる制度である。また、児童年金は（両）親と死別した18歳未満の児童に、親の年金の一部を支給するものである。

b) 各種手当

次に、各種手当に目を向けると、1999年現在の児童手当の基礎額は、16歳未満の児童1人あたり年間9,000クローネである。もし16歳未満の子どもが3人いれば、9%の多子加算が加わり、3人の子どもの児童手当の合計は、年額29,400クローネとなる。子ども数が4人ならば、多子加算率は27%となり、児童手当の合計は年額45,600クローネとなる。そして、子ども数が5人ならば、多子加算率は41%とさらに上昇するため、合計は年額63,600クローネとなる。もし16歳未満の子どもが6人以上いる場合は、子どもが1人増えるごとに、子ども1人あたり年額18,000クローネが加算される。なお、児童手当は非課税であり、課税対象となっている親保険からの所得保障とは、税制上異なった扱いを受けている。

次に、養育援助手当は、両親が同居していない18歳未満の子ども（養子を含む）を対象とするもので、支給額の上限は、1999年現在子ども1人あたり月額1,173クローネである。この手当は、(1)子どもと同居していない親が養育費を支払わないか、支払額が低すぎる、(2)子どもの父権（paternity）が特定できない、(3)親が死亡している

にもかかわらず、児童年金が支給されない、(4)子どもが片親による養子である、という場合に支給される。また、養育費を負担すべき親がいれば、その親は、養育援助手当の少なくとも一部を国に払い戻す義務があるが、その負担額は前年の課税所得を基準に決定される。もしこの負担額を支払うことが困難な場合、親は支払い期間の猶予もしくは減額を申請することができる。しかし、支払い猶予期間中（もしくは支払いが滞った場合）には、負担額に対して利子を含む債務が生じ、これは猶予期間終了後一定期間内に返済されねばならない。

スウェーデンの児童家庭を対象とした各種手当には、住宅給付(housing benefits)が含まれるが、これには、児童のいる低所得家庭に対して国が支給する特別住宅給付と、コミューンが国の補助を得て有子家庭に支給する住宅給付の2種類がある。前者が生活保護の一環として創設されたのは1948年であるが、後者が始められたのは1972年のことである。前者は全額国庫支給であるため、給付額は子ども数によって全国一律であり、1999年現在、子ども1人の家庭には月額600クローネ、2人の家庭には月額900クローネ、そして3人以上の家庭には月額1,200クローネが、それぞれ支給されている。一方、後者の有子家庭住宅給付は、コミューンにその裁量がまかされているため、支給額にばらつきがあるが、通常コミューンにおける家賃の最低と最高の幅を考慮して決められている。また、この2種類の住宅給付は、状況によって同時受給が可能である。

c) 保育サービス

表10には、スウェーデンの保育サービスの種類と内容が示されている。現在のスウェーデンの保育サービスは、学齢前の児童を対象とした就学前学校(pre-school)と、学童を対象とする余暇センター(leisure-time center)、および家庭保育所(family day care)に大別される。就学前学校には、保育所(day care center)と、「時間制グループ(part-time group)」と呼ばれる幼稚園と、開放型就学前学校がある。

スウェーデン語で daghem と呼ばれる保育所は、生後6カ月～6歳の児童を対象に、通常月曜から金曜の午前6時半から午後6時頃まで1年を通して開かれている。また、コミューンによっては、親のニーズによって延長保育や夜間保育が行われている。一方、コミューンの財政状態によっては、保育時間の短縮も行われている。また、保育所のクラス規模は平均15～17人で、最大24人である。各クラスには、就学前学校教員資格をもつ教諭を含めて、3人の保育スタッフが付くのが基準になっている。

就学前学校のもうひとつのタイプである幼稚園は、「時間制グループ(スウェーデン語で deltidsgupper)」と呼ばれ、4～6歳の児童を対象として、義務教育学校が開かれている期間のみ毎日午前(か午後)に3時間の保育を行う。したがって、時間制グループは学校休暇中は開かれない。クラス規模は約20人で、各クラスに2名の保育スタッフが配置されている。

スウェーデン語で *open forskola* と呼ばれる開放型就学前学校は、在宅で育児をしている親子、および家庭保育所の保育ママと児童を対象にして、週に1～5回、数時間ずつ開かれている。在宅で育児をする親の多くは、親保険による育児休業中の母親であるが、スウェーデン女性の多くは就業しているため、1日中家にいる者は少なく、また多世代同居の伝統がないため、日中話し相手になる年長の家族や友人がまわりにはいないことが多い。このような状況の下では、在宅で育児をする親の社会的接触が不足しがちで、孤独に悩むこともまれでない。また、家庭保育所を営む保育ママも、保育問題を話し合うための相互交流の場を必要としている。開放型就学前学校は、このような状況に対処するために設けられており、コミューンから派遣されるベテランの保育スタッフから育児指導やアドバイスを受けながら、親や子どもが交流する場を与えている。

就学前学校とならんで保育サービスの柱となっているのが、「余暇センター(スウェーデン語で *fritidshem*)」と呼ばれる学童保育所である。これは、就学している児童を対象に、学校の休暇中も含め、1日のうち学校の授業のない時間について保育を行うものである。余暇センターは、通常午前6時半から午後7時頃まで開かれており、1クラス20～40人で構成され、数名の余暇指導スタッフが配置されている。

スウェーデンの保育サービスの特徴の1つは、家庭保育所(*familjedaghem*)の制度である。この制度は、各コミューンが1～12歳の児童を対象に、家庭保育を行う保育ママを雇用し、その経費の一部を補助するものである。1982年の社会サービス法により、保育ママも就学前学校スタッフに準ずるものとして位置付けられ、その多くはコミューンの職員となり、法的協定による給与が保育児童数と保育時間によって支払われ、雇用条件も定められている。また、家庭保育所は学童も預かるという点で、余暇センター活動の一環としても位置づけられている。家庭保育所の保育グループ規模は、4～6人が標準である。

以上のようなサービスに対する保育料は、保育所と余暇センターは有料であり、開放型就学前学校と時間制グループに通う6歳児(4、5歳児はこの限りにあらず)は無料である。保育料には、コミューンによってかなりな差があるが、通常は親の収入を基礎に算出される。また、兄弟が保育所に通っていれば保育料が軽減される「兄弟割引(*sibling discount*)」制度のあるコミューンも多い。

(4) 家族政策の効果

政策の効果を正確に測定することは難しいが、ここでは、主な家族政策サービスの利用状況を概観することで、直接的政策効果を検討する。また、政策的対応と女性の就業や出生率の関係についてもふれる。

まず、親保険のなかの出産に伴う親手当の利用状況についてみると、1978年に、有給休業期間が7カ月から11カ月に延長されたことに伴い、受給者総数はそれ以前

の年間約 15 万人から 40 万人以上に急増した。その後拡充が実施された 1980 年と 1989 年には、受給者数は目立った変化を見せなかったが、1995 年に所得保障割合が削減されて以降は減少傾向にある。また、親手当の受給延べ日数は、支給期間の延長と所得保障割合の増加にしたがい増加傾向にあったが、所得保障割合の引き下げが実施された 1990 年代半ば以降、大きく落ち込んでいる。したがって、初期には、親手当が拡充されたことで受給者数および受給日数は増加した一方、近年は手当の削減に伴い受給は顕著に低下しており、利用状況全体からみて、政策の影響力は、その方向性の如何にかかわらず強いといえる。

しかし、親保険のもう一つの政策目標である出産・育児への男女平等参画については、父親の親手当受給割合から見る限り、その政策効果は一様でない。政策が拡充され、また 1995 年に少なくとも一カ月の父親の休業が義務付けられると、その度に受給者における父親割合は増加し、1997 年現在 3 割を超えている。しかし、その一方で、受給日数における父親割合にはあまり変化は見られず、1990 年代に入り約 10 % で推移している。これは、父親の親手当受給期間は母親のそれよりも平均してずっと短いことを意味し、政策的努力にもかかわらず、乳児の世話は、いぜんそのほとんどが母親によって担われていることを示している。例外は 10 日間の出産後特別休暇で、これは父親の 9 割以上が取得している。

親保険のもうひとつの柱である臨時児童看護手当については、政策の拡充や縮小よりも、むしろ経済の好不況の影響が大きいようである。1980 年の保障期間の大幅延長を機に、臨時児童看護手当の受給者数・受給日数はともに増加したが、経済不況を反映してか、1992 年以降これらは低下傾向にある。出産に伴う親手当と比較して、臨時児童看護手当は父親の受給割合はるかに高く、創設以来ずっと受給者の約 4 ～ 5 割が父親であったが、1990 年代半ば以降、これも減少傾向にある。また、受給日数における父親割合の低下傾向はさらに顕著で、1980 年以降の大幅な拡充にもかかわらず、父親受給日数割合はほとんど変化しなかった一方、1992 年以降の経済不況を機に、割合はかなり低下している。

次に、児童手当の利用状況についてみると、児童手当の受給児童数には、1970 年代半ば以降あまり大きな変化は見られないが、手当の支出総額は、児童手当基礎額の引き上げおよび削減が実施されるたびに、それに伴って大きく変化している。1997 年度の児童手当受給児童数は約 176 万人、支出総額はおよそ 144 億クローネである。

児童 1 人あたり年 9,000 クローネという 1999 年現在の児童手当基礎額は、両親がフルタイムで働く家庭が負担する平均保育料のほぼ半分に相当する額であり、この手当が子どもの養育費に占める割合は大きい。具体的に、児童手当が養育費全体にどれほどの割合を占めるかは、児童の年齢や数によって異なるが、養育費全体の約 25 ～ 50 % に相当すると推計されている。児童手当はまた、家庭単位の需要を喚起することで、景気刺激策の一環として、経済政策における重要な要素とみなされている。

次に、保育サービスの利用状況に目を向けると、1970年代以降、スウェーデンの保育サービスの供給は急速に拡大し、それに伴って公的保育サービスの利用児童数も順調に増加した。なかでも、学齢前児童を対象とする保育所と学童保育所である余暇センターの在籍児童数の増加はいちじるしく、1990年代半ばには、7歳未満の児童の約4割が保育所に、学童の約3割が余暇センターに在籍している。一方、幼稚園である時間制グループの在籍児童数は、1970年代半ば以降減り続けており、家庭保育所の児童数も、1988～89年を境に減少している。

このような保育サービスの供給と利用者数の増加にもかかわらず、保育サービスへの需要は供給をつねに上回っている。1982～92年の10年間で、保育所在籍児童数はほぼ倍増し、家庭保育所在籍者数も若干増加した結果、入所待ち児童数は大きく減少した。それでも、1992年時点で、保育サービスを受けたいと希望する児童の約14%が、保育所および家庭保育所への入所待ちをしていることが報告されている。1980年代後半から1990年代初頭の出生率の急増による保育サービス需要の増大は、1999年現在も続いており、入所待ち児童数はむしろ増加傾向にあると思われる。

以上のような政策サービスの利用状況に見られる直接的効果のみならず、家族政策がスウェーデン社会・人口に与えた影響は大きい。まず、仕事と家庭の両立という家族政策の目標から、女性の就業との関係をみると、スウェーデン女性の労働力率は、1960年代から1990年代前半まで大きく増加したが、同時に7歳未満の子どもをもつ母親の労働力率はそれ以上の速度で増加した。その結果、1997年時点で、女性の労働力率は75%と男性の79%と比べて遜色ない水準となり、また7歳未満の子どもをもつ母親の労働力率は79%（但し、このうち約2割は休業中）で、女性全体の労働力率より高くなっている。世話を必要とする幼い子どもをもつ母親の多くが労働市場に参加する背景には、親保険による有給育児休業制度と充実した保育サービスがあると考えられ、また同時に、高水準の女性就労による政策的対応への強い要求にこたえて、手厚い家族政策サービスが実施されていると考えることもできる。

また、スウェーデンの出生率は、1980年代半ば以降1990年代初頭まで、それまでの低下傾向から、急速な増加に転じたが、この出生率の反騰の主な要因も、出産・育児と女性の家庭外就労の両立をめざした家族政策の効果にあるとの見方が一般的である。

[参考文献]

国立社会保障研究所 1991年『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会。

津谷典子 1996年「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」（阿藤誠編『先進

諸国の人口問題』東京大学出版会)。

津谷典子 1997 年 「スウェーデンの家族政策」(阿藤誠・兼清弘之編『人口変動と家族』大明堂)。

日本労働研究機構 1998 年『諸外国における男性の育児参加に関する研究』JIL資料シリーズ No.81。

丸尾直美・塩野谷祐一(編) 1999 年『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』東京大学出版会。

Hoem, Britta and Jan M. Hoem, 1996, "Sweden' Family Policies and Roller-coaster Fertility," *Jinko Mondai Kenkyu*, Vol.52, No.3-4.

Inter-Ministerial Committee on Children, 1996, *Danish Children in Numbers*, Copenhagen, The Inter-Ministerial Committee on Children.

Knudsen, Lisbeth B., 1999, "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility," *Research Report 11*, Danish Center for Demographic Research, Odense University.

Ministry of Social Affairs, 1997, *Social Policy in Denmark 1997*, Copenhagen, Ministry of Social Affairs.

National Social Insurance Board, 1998, *Social Insurance Facts 1998*, Stockholm, National Social Insurance Board.

Sundstrom, Marianne and Frank Stafford, 1992, "Female Labor Force Participation, Fertility and Public Policy in Sweden," *European Journal of Population*, Vol.8, No.3.

Nordic Social Statistical Committee, 1998, *Social Protection in the Nordic Countries 1996*, Copenhagen, Nordic Social-Statistical Committee.

Swedish Institute, 1996, "Child Care," *Fact Sheets on Sweden* (August).

表1. 北欧4カ国における女性の年齢別出生率の推移：1960～96年

| 年次 | 15-19 | 20-24 | 25-29 | 30-34 | 35-39 | 40-44 | 45-49 | TFR |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| スウェーデン | | | | | | | | |
| 1960 | 17 | 129 | 137 | 83 | 39 | 12 | 1 | 2.17 |
| 1965 | 26 | 141 | 154 | 89 | 39 | 10 | 1 | 2.39 |
| 1970 | 34 | 121 | 127 | 69 | 28 | 6 | 0 | 1.94 |
| 1975 | 29 | 115 | 123 | 64 | 21 | 4 | 0 | 1.78 |
| 1980 | 16 | 96 | 124 | 71 | 25 | 4 | 0 | 1.68 |
| 1985 | 11 | 82 | 132 | 86 | 30 | 6 | 0 | 1.73 |
| 1990 | 14 | 99 | 156 | 110 | 41 | 7 | 0 | 2.14 |
| 1996 | 8 | 59 | 116 | 92 | 39 | 7 | 0 | 1.61 |
| デンマーク | | | | | | | | |
| 1966 | 52 | 178 | 162 | 88 | 36 | 8 | 1 | 2.62 |
| 1970 | 32 | 130 | 131 | 66 | 25 | 5 | 0 | 1.95 |
| 1975 | 27 | 137 | 137 | 62 | 18 | 3 | 0 | 1.92 |
| 1980 | 17 | 102 | 118 | 55 | 16 | 2 | 0 | 1.55 |
| 1985 | 9 | 77 | 118 | 64 | 18 | 3 | 0 | 1.45 |
| 1990 | 9 | 71 | 135 | 87 | 27 | 4 | 0 | 1.67 |
| 1995 | 8 | 62 | 139 | 109 | 39 | 5 | 0 | 1.81 |
| ノルウェー | | | | | | | | |
| 1967 | 42 | 178 | 168 | 103 | 52 | 15 | 1 | 2.80 |
| 1970 | 45 | 167 | 147 | 87 | 41 | 11 | 1 | 2.24 |
| 1975 | 40 | 135 | 129 | 64 | 24 | 5 | 0 | 1.98 |
| 1980 | 25 | 108 | 122 | 63 | 22 | 4 | 0 | 1.72 |
| 1985 | 18 | 94 | 126 | 71 | 23 | 4 | 0 | 1.68 |
| 1990 | 17 | 93 | 145 | 95 | 32 | 5 | 0 | 1.94 |
| 1996 | 14 | 75 | 136 | 107 | 41 | 7 | 0 | 1.90 |
| フィンランド | | | | | | | | |
| 1966 | 35 | 138 | 137 | 89 | 47 | 17 | 2 | 2.32 |
| 1970 | 32 | 119 | 109 | 65 | 31 | 9 | 1 | 1.83 |
| 1975 | 28 | 106 | 114 | 60 | 25 | 6 | 0 | 1.69 |
| 1980 | 19 | 92 | 115 | 68 | 27 | 6 | 0 | 1.63 |
| 1985 | 12 | 97 | 143 | 79 | 30 | 7 | 0 | 1.64 |
| 1990 | 12 | 72 | 133 | 94 | 37 | 8 | 0 | 1.78 |
| 1995 | 10 | 66 | 130 | 105 | 42 | 8 | 0 | 1.81 |

資料：United Nations, Demographic Yearbook; Statistics Sweden (2000)
 Statistical Yearbook of Sweden 2000; Danmarks Statistik (1998)
 Statistisk Aarebog 1998.

注：女子1,000人当たりの率。

表2. 第一子、第二子、第三子出生時における母親の平均年齢：
スウェーデンとデンマーク、1970～1991年

| 年次 | 第一子 | 第二子 | 第三子 |
|--------|------|------|------|
| スウェーデン | | | |
| 1974 | 24.4 | 27.3 | 29.8 |
| 1977 | 24.9 | 27.7 | 30.5 |
| 1980 | 25.5 | 28.3 | 31.0 |
| 1983 | 25.9 | 28.6 | 31.3 |
| 1986 | 26.1 | 28.9 | 31.5 |
| 1989 | 26.2 | 28.9 | 31.6 |
| 1991 | 26.5 | 28.9 | 31.5 |
| 1994 | 27.2 | 29.3 | 31.5 |
| 1997 | 27.7 | 30.0 | 31.9 |
| デンマーク | | | |
| 1970 | 23.4 | 26.0 | 28.6 |
| 1977 | 24.1 | 27.3 | 30.2 |
| 1983 | 25.2 | 28.1 | 31.0 |
| 1991 | 26.8 | 29.2 | 31.8 |

資料：Statistiska centralbyran (1992) Befolkningsstatistik 1991, Del.4. Stockholm: Statistics Sweden; _____ (1998) Befolkningsstatistik 1997, Del.4. Stockholm: Statistics Sweden; Knudsen, Lisbeth B. Fertility Trends in Denmark in the 1980s. Copenhagen: Danmarks Statistik.

表3. 北歐4カ国における婚外子割合(%)の推移：
1966～97年

| 年次 | スウェーデン | デンマーク | ノルウェー | フィンランド* |
|------|--------|-------|-------|---------|
| 1960 | 11.3 | 7.8 | 3.7 | 4.0 |
| 1965 | 14.6 | 10.2 | 4.9 | 4.8 |
| 1970 | 18.4 | 11.0 | 6.9 | 5.8 |
| 1975 | 32.4 | 21.7 | 10.3 | 10.1 |
| 1980 | 39.7 | 33.2 | 14.5 | 13.1 |
| 1985 | 46.4 | 43.0 | 25.8 | 16.4 |
| 1986 | 48.4 | 43.9 | 27.9 | 18.0 |
| 1987 | 49.9 | 44.5 | 30.9 | 19.2 |
| 1988 | 50.9 | 44.7 | 33.7 | 20.6 |
| 1989 | 51.8 | 46.1 | 36.4 | 23.0 |
| 1990 | 47.0 | 46.4 | 38.5 | 25.2 |
| 1991 | 48.2 | 46.5 | 40.9 | 27.4 |
| 1992 | 49.5 | 46.4 | 42.9 | 28.9 |
| 1993 | 50.4 | 46.8 | 44.4 | 30.3 |
| 1994 | 51.6 | 46.9 | 45.9 | 31.3 |
| 1995 | 53.0 | 46.5 | 47.6 | 33.1 |
| 1996 | 53.9 | 46.3 | 48.3 | 35.4 |
| 1997 | 54.1 | 45.1 | | |

資料：United Nations, Demographic Yearbook; Statistiska centralbyran (1992) Befolkningsstatistik 1991, Del.4.;
(1998) Befolkningsstatistik 1997, Del.4.;
Danmarks Statistik (1999) Befolkningens bevaegelser 1997.

表4. 北欧4カ国の16～64歳人口における男女別労働力率と
7歳未満の子をもつ女子の労働力率の推移：1960～98年

| 年次 | 男子 | 女子 | 7歳未満の子の母親 |
|--------|------|------|-----------|
| スウェーデン | | | |
| 1963 | 93.2 | 54.0 | 37.9 |
| 1968 | 91.3 | 56.7 | 41.8 |
| 1973 | 89.9 | 63.9 | 53.8 |
| 1978 | 90.6 | 73.5 | 68.7 |
| 1983 | 90.2 | 80.6 | 82.0 |
| 1988 | 85.7 | 81.5 | 85.8 |
| 1990 | 86.6 | 82.3 | 86.9 |
| 1993 | 80.9 | 77.2 | |
| 1996 | 80.0 | 75.6 | 78.4 |
| 1998 | 79.0 | 73.9 | 78.0 |
| デンマーク | | | |
| 1960 | 99.5 | 43.5 | |
| 1968 | 93.5 | 56.4 | |
| 1974 | 89.9 | 63.2 | |
| 1987 | 88.2 | 76.8 | |
| 1990 | 89.6 | 78.5 | |
| 1993 | 86.9 | 78.3 | |
| 1996 | 85.1 | 74.1 | |
| ノルウェー | | | |
| 1960 | 92.2 | 36.3 | |
| 1965 | 89.2 | 37.7 | |
| 1974 | 86.7 | 50.0 | |
| 1987 | 87.9 | 72.3 | |
| 1990 | 84.5 | 71.2 | |
| 1993 | 82.0 | 70.8 | |
| 1996 | 84.5 | 74.1 | |
| フィンランド | | | |
| 1960 | 91.4 | 65.6 | |
| 1968 | 84.4 | 60.1 | |
| 1974 | 80.4 | 65.5 | |
| 1987 | 81.4 | 72.9 | |
| 1990 | 80.6 | 72.9 | |
| 1993 | 77.6 | 70.0 | |
| 1996 | 77.2 | 70.3 | |

資料：Statistiska centralbyran, Statistisk årsbok for Sverige (Statistical Yearbook of Sweden); Organisation for Economic Co-operation and Development (1999) OECD Historical Statistics 1960-1997.

表5. 北欧4カ国における出産可能年齢の女性の年齢別労働力率の推移：
1960～95年

| 年次 | 15-19 | 20-24 | 25-29 | 30-34 | 35-39 | 40-44 | 45-49 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| スウェーデン | | | | | | | |
| 1960 | 47* | 57 | 42 | 35 | 35 | 36 | 37 |
| 1965 | 41 | 56 | 45 | 41 | 46 | 49 | 49 |
| 1970 | 30 | 56 | 55 | 53 | 59 | 63 | 63 |
| 1975 | 47* | 66 | 64 | 65 | 71 | 75 | 75 |
| 1980 | 29 | 71 | 74 | 75 | 79 | 83 | 83 |
| 1985 | 20# | 78 | 83 | 84 | 86 | 88 | 88 |
| 1990 | 41 | 80 | 87 | 90 | 92 | 94 | 93 |
| 1997 | 26 | 60 | 77 | 81 | 86 | 88 | 88 |
| デンマーク | | | | | | | |
| 1960 | 67 | 59 | 39 | 34 | 36 | 38 | 38 |
| 1965 | 61 | 62 | 46 | 43 | 45 | 48 | 58 |
| 1970 | 48 | 68 | 59 | 55 | 57 | 57 | 55 |
| 1976 | 29 | 74 | 74 | 71 | 71 | 70 | 66 |
| 1981 | 45 | 86 | 87 | 85 | 83 | 81 | 76 |
| 1985 | 50 | 86 | 90 | 90 | 89 | 87 | 83 |
| 1991 | 64 | 82 | 85 | 90 | 91 | 91 | 87 |
| 1997 | 70 | 78 | 81 | 86 | 87 | 88 | 84 |
| ノルウェー | | | | | | | |
| 1960 | 43 | 48 | 26 | 19 | 18 | 20 | 22 |
| 1970 | 38 | 52 | 34 | 32 | 34 | 32 | 34 |
| 1980 | 36 | 65 | 62 | 69 | 74 | 78 | 79 |
| 1990 | 35 | 68 | 75 | 78 | 81 | 82 | 82 |
| 1995 | 32 | 68 | 77 | 82 | 85 | 85 | 85 |
| フィンランド | | | | | | | |
| 1960 | 46 | 60 | 59 | 58 | 62 | 61 | 60 |
| 1970 | 39 | 64 | 71 | 71 | 75 | 75 | 71 |
| 1976 | 23 | 58 | 70 | ----- | 75 | ----- | 70 |
| 1980 | 16 | 61 | 74 | 77 | 82 | 83 | 80 |
| 1985 | 24 | 63 | 81 | 85 | 87 | 89 | 87 |
| 1993 | 26 | 60 | 76 | 81 | 86 | 90 | 89 |
| 1997 | 30 | 60 | 76 | 81 | 87 | 89 | 90 |

資料：ILO, Yearbook of Labour Statistics; ILO (1997) Economically Active Population 1950-2010; Statistics Sweden (2000) Statistical Yearbook of Sweden 2000; Danmarks Statistik (1998) Statistisk Aarebog 1998.

注：女子1,000人当たりの率。*--16～19歳の率。#--10～19歳の率。

表6. 就業者とフルタイム就業者に占める女子割合および女子就業者におけるパートタイマー割合の推移：北欧4カ国 1963～90年

| 年次 | 女子比率 (%) | | 女子就業者の パートタイム割合 |
|--------|----------|-----------|--------------------|
| | 全就業者 | パートタイム就業者 | |
| スウェーデン | | | |
| 1970 | 39.9 | 89.8 | 39.3 |
| 1975 | 42.7 | 90.2 | 40.9 |
| 1976 | 43.2 | 90.0 | 42.2 |
| 1978 | 44.6 | 88.3 | 45.2 |
| 1980 | 45.6 | 86.7 | 46.0 |
| 1983 | 46.8 | 86.3 | 45.4 |
| 1986 | 47.9 | 84.5 | 45.6 |
| 1988 | 48.1 | 85.2 | 43.2 |
| デンマーク | | | |
| 1979 | | 86.9 | |
| 1983 | | 84.7 | |
| 1993 | | 74.9 | |
| ノルウェー | | | |
| 1982 | 41.4 | 77.3 | 48.8 |
| 1984 | 42.6 | 77.3 | 47.8 |
| 1987 | 44.1 | 77.6 | 45.1 |
| フィンランド | | | |
| 1976 | 46.5 | 73.3 | 10.4 |
| 1978 | 47.1 | 75.9 | 10.0 |
| 1980 | 46.7 | 74.8 | 10.7 |
| 1982 | 47.5 | 72.0 | 11.6 |
| 1984 | 47.7 | 71.6 | 12.5 |
| 1987 | 48.0 | 68.6 | 11.4 |

資料：OECD, Labour Force Statistics; Sveriges officiella statistik, Statistik årsbok Sverige; ILO (1989) Conditions of Work Digest Vol.8 No.1 Part-time Work.

注：1) フィンランドを除く3国では、パートタイマーとは通常の労働時間が週35時間未満の者をさす。フィンランドでは週30時間未満の者をさす。

表7. 男女別週平均就業時間と家庭内労働時間および家庭内労働における男性の
分担割合：北欧諸国と他の主要国

| 国名 | 就業時間 | | 家庭内労働 | | 男性の分担(%) | | |
|---------|------|------|-------|------|----------|----|----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 家事 | 育児 | 全体 |
| スウェーデン | | | | | | | |
| 1990/91 | 27.3 | 41.1 | 33.2 | 20.2 | 39 | 28 | 38 |
| デンマーク | | | | | | | |
| 1987 | 21.8 | 35.0 | 22.5 | 11.2 | 34 | 36 | 33 |
| ノルウェー | | | | | | | |
| 1972 | 14.4 | 40.0 | 37.2 | 6.9 | 15 | 21 | 15 |
| 1980-81 | 17.1 | 34.2 | 29.8 | 9.2 | 22 | 30 | 24 |
| 1990 | 19.3 | 30.8 | 30.6 | 18.3 | 39 | 29 | 38 |
| フィンランド | | | | | | | |
| 1979 | 21.8 | 30.0 | 25.6 | 11.7 | 32 | 23 | 31 |
| 1987 | 23.1 | 31.7 | 24.4 | 12.6 | 35 | 25 | 34 |
| 日本 | | | | | | | |
| 1976 | 23.5 | 42.4 | 23.1 | 0.9 | 4 | -- | 4 |
| 1981 | 22.3 | 42.5 | 23.7 | 0.9 | 4 | -- | 4 |
| 1986 | 21.2 | 41.8 | 24.3 | 1.3 | 5 | 6 | 5 |
| 1991 | 19.5 | 40.8 | 27.1 | 2.8 | 9 | 12 | 9 |
| イタリア | | | | | | | |
| 1988/89 | 10.6 | 27.9 | 32.8 | 7.6 | 19 | 25 | 19 |
| スペイン | | | | | | | |
| 1991 | 11.4 | 29.4 | 52.4 | 11.2 | 19 | 13 | 18 |
| アメリカ合衆国 | | | | | | | |
| 1965 | 18.7 | 48.3 | 37.8 | 10.0 | 21 | 18 | 21 |
| 1975 | 16.7 | 37.6 | 32.0 | 10.9 | 26 | 23 | 25 |
| 1986 | 24.5 | 41.3 | 31.9 | 18.1 | 36 | 28 | 36 |
| カナダ | | | | | | | |
| 1971 | 18.8 | 41.2 | 35.7 | 10.4 | 23 | 19 | 23 |
| 1986 | 17.5 | 32.9 | 28.9 | 13.5 | 33 | 25 | 32 |
| 1992 | 18.5 | 31.5 | 28.9 | 15.6 | 36 | 30 | 35 |
| オーストラリア | | | | | | | |
| 1987 | 16.9 | 35.5 | 33.0 | 15.3 | 34 | 22 | 34 |
| 1992 | 14.7 | 31.4 | 34.0 | 17.5 | 36 | 22 | 36 |

資料：United Nations (1991) The World's Women 1970-90; _____ (1995) The World's Women 1995.

表8. 子どもの有無および年齢からみたスウェーデン男女の一週間の就労
および家事・育児労働平均時間数：1984年

| 労働の種類 | 子ども なし | 一番下の子の年齢 | | | |
|-----------|-----------|----------|------|------|-------|
| | | 0-2 | 3-6 | 7-12 | 13-17 |
| 男性 | | | | | |
| 就労 | 22.9 | 31.7 | 34.4 | 38.4 | 40.3 |
| 家事 | 7.1 | 8.2 | 6.9 | 6.7 | 6.4 |
| 家屋・庭の修理営繕 | 5.1 | 4.9 | 5.9 | 5.7 | 5.2 |
| 育児・子育て | 0.3 | 8.2 | 5.6 | 1.9 | 0.4 |
| 女性 | | | | | |
| 就労 | 15.8 | 11.8 | 20.9 | 22.1 | 25.5 |
| 家事 | 19.3 | 21.5 | 19.0 | 23.1 | 21.4 |
| 家屋・庭の修理営繕 | 2.2 | 0.5 | 1.2 | 1.2 | 1.7 |
| 育児・子育て | 0.6 | 13.4 | 10.6 | 4.1 | 0.6 |

資料出所：L. Flood and A. Klevmarken, "Arbete och fritid. Svenska hushalls tidsahvandning 1984 (Work and Leisure: Time Use of Swedish Households 1984)," in A. Klevmarken et al. (eds), Tid och rad. Om hushallens ekonomi, Industrial Institute for Economic and Social Research (1990).

注：16～64歳の男女人口を対象として算出された値。

表 9. スウェーデンの家族（児童家庭）政策一覧

社会保険

1. 親保険 (parental insurance)
 - a) 出産に伴う親手当 (parental benefit in connection with childbirth)
 - b) 次子出産資格期間 (eligibility interval)
 - c) 臨時児童看護手当 (parental benefit for temporary care of children)
 - d) 出産後父親特別休暇 (ten-day benefit, "daddy-days")
2. 妊娠手当 (maternity benefit)
3. 児童年金 (children's pension)

各種手当

1. 児童手当 (child allowance, child allowance supplement)
2. 延長・奨学手当 (extended child allowance or study assistance)
3. 先払い養育手当 (養育費立替金) (maintenance advance)
4. 住宅手当 (municipal housing allowance)

児童・母子福祉

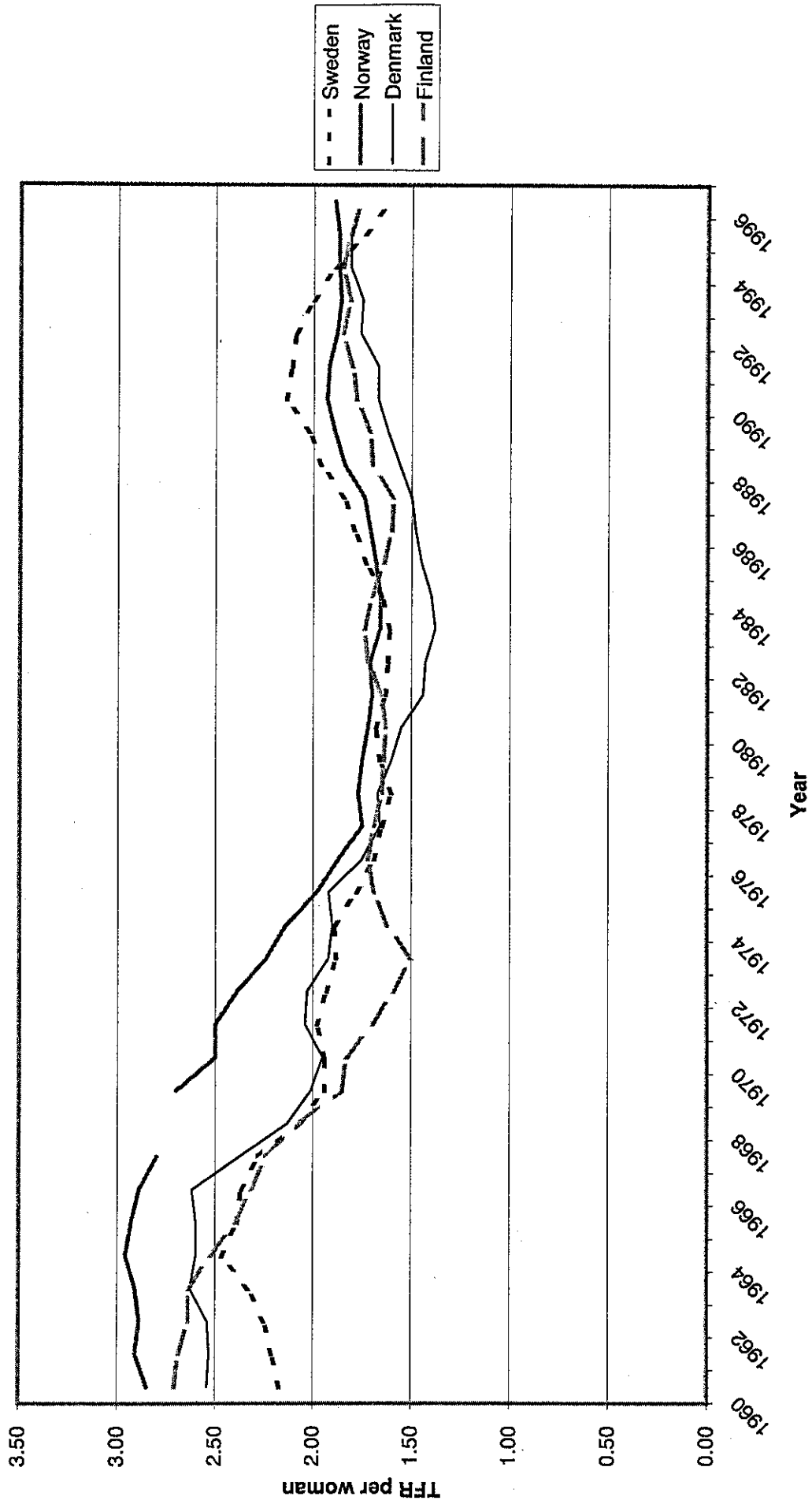
1. 保育サービス (child care)
 2. 妊娠・出産ケア (medical care for family planning & childbirth)
-

表10. スウェーデンの保育サービスの種類と内容

| 保育の種類 | 児童年齢 | 保育時間 | クラス規模 | 保育スタッフ数 |
|-----------------|--------|-----------------|----------|---------|
| 就学前学校 | | | | |
| a) 保育所 | 0-6 | 6:30-18:00, 月-金 | 15-24人 | 3人 |
| b) 時間制グループ(幼稚園) | 4-6 | 学期中毎日3時間 | 20人 | 2人 |
| c) 開放型就学前学校 | 0-6 | 週2・3回数時間 | (定数なし) | 1人 |
| 学童保育所(余暇センター) | 6・7-12 | 6:30-18:30, 月-金 | 20-40人 | 2人 |
| 家庭保育所(保育ママ) | 0-12 | (状況に応じ適宜) | 自子含め4-6人 | 1人 |

資料: Swedish Institute, Fact Sheets on Sweden: Child Care in Sweden (1996).

Changes in TFR: 4 Nordic Countries 1960-1996



付録 1 : 1999 年度の現地訪問調査と今後の計画

2000 年 3 月 17 日～ 22 日の 5 日間、デンマークとスウェーデンを訪問し、現地の研究者との打ち合わせ、研究機関や中央統計局の訪問、および資料収集を行った。この訪問の主要目的は、来年度スウェーデンとデンマークについて、国際比較のための国別データを構成する項目について、コミューン単位のデータ・ベース構築を両国の中央統計局に委託するための準備調査・打ち合わせをすることにあった。

3 月 18 日には、デンマークのオーデンセ大学人口研究センター (Danish Center for Demographic Research) の主任研究員 Lisbeth Knudssen 氏と会い、同国の出生率の動向および家族政策の変遷について話し合った。デンマーク訪問の時期が週末であったため、中央統計局を訪問することができなかったが、同氏を通じて、コミューン単位の人口・家族データ・ベース構築を、デンマーク中央統計局に申し入れることになった。同氏は、数年前のオーデンセ大学への移籍以前は、中央統計局の人口・家族関係統計部の責任者であり、現在も同統計局の客員研究者である。委託事業のスムーズかつ効率の良い進行を考えると、デンマークについては、Knudssen 氏を counter-part として委託研究を進めることが適切であろう。また、同氏から "Recent Fertility Trends in Denmark - A Discussion of the Impact of Family Policy in a Period with Increasing Fertility" と題された英語論文 (Danish Center for Demographic Research ワーキング・ペーパー, November 1999, 27 pages) を提供された。この論文の内容を日本語で要約し、来年度の報告書に付け加える予定である。

3 月 20 日には (3 月 19 日は移動日)、スウェーデン中央統計局を訪問し、人口データ部門の直接の担当者である Aake Nilsson 氏と、保育政策統計の担当者である Elisabeth Langren-Moeller 氏に会った。両氏は、本報告書の冒頭でのべた来年度の共同研究のスウェーデン側の counterpart である Britta Hoem 氏 (人口・福祉統計課、Demographic Analysis and Gender Equality プログラム部長) のスタッフである。

この打ち合わせでは、特にコミューン単位の人口・就業・家族データ・ベース構築の委託事業について話し合い、協力の同意と研究経費の見積もりをできる限り早く提出してもらうことで同意した。また、両氏から、スウェーデンの人口統計の成り立ちと内容、および家族政策の実施と利用状況についての調査に関する具体的かつ詳細な説明を聞くことができた。(なお研究協力者の Britta Hoem 氏は海外出張のため留守であったが、彼女の手配により両氏との面会・話し合いが可能になった。) その話し合いの結果は、Britta Hoem 氏から研究データ構築の可能性とデータの規模・カバレッジについての説明、およびそのための研究費の見積もりという形で、5 月 2 日付で正式な文書が送られてきたので、それをここに添付する。

翌 3 月 21 日には、午前中にストックホルム大学の人口研究プログラムの助教授で

ある Eva Bernhardt 氏と会い、スウェーデンの家族とジェンダー関係について話し合いを行った。同氏は一昨年スウェーデンの家族と仕事に関する調査を中央統計局の協力を得て実施しており、その調査には北欧分担者（津谷）が調査担当をつとめた 1994 年の日本の『現代家族に関する全国調査』と同じ調査項目が含まれており、将来の共同比較研究の可能性について打診を受けた。同日午後には、JETRO スウェーデン事務所の主任研究員である三瓶恵子氏に会い、スウェーデン政府の家族政策の今後の指針と展望について日本語のレポートを依頼した。このレポートは、本報告書の付録 2 として示されている。